

71 君臣佐使に関する東洞流の認識

水野 洋子

北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究所

古方派の君臣佐使に対する解釈

薬能表現に用いられる「君臣佐使」の出典は、『神農本草経』や『黄帝内经素問』である。演者らは先の第五六回日本東洋医学会学術総会において幕末の考証医家森立之の所説を報告し、現在の中国・日本の「君臣佐使」の解釈は修正を要することを指摘した。中国医学の日本化が急速に進展した江戸中・後期の臨床医家達は「君臣佐使」をどのように理解したか。本報ではその手はじめとして吉益東洞をとりあげ考察し、先の報告に基づく古典の解釈との照合を試みる。

吉益東洞（一七〇二～七三。名は為則、字は公言、通称周助。安芸広島の人）は古方派に分類されるが、その思想的異色性から他の古方派と分けて考察されることが多い。今回は、東洞第三子辰胤斎による東洞の

著書目録中「方選」を除く「方極」「類聚方」「医事或問」「薬徴」「古書医言」「東洞先生遺稿」「医方分量考」「丸散方」「医断」「建殊録」の一〇点、及び「輯光傷寒論」（以下「輯光」）「補正輯光傷寒論」（以下「補正」）を検討した。

処方との関係で「君臣佐使」或いは相応の語の記載がみられたのは、「類聚方」二箇所、「薬徴」三三箇所、「輯光」五箇所、「補正」八箇所、「建殊録」一箇所である。

『建殊録』には付録の東洞先生答鶴台先生書中に「方者有二主薬主治一、知其三主薬主治一而用之、則為古今之法」がみられた。『類聚方』には桂枝加芍薬湯、四逆湯の二方に各に「為主」「君薬」の記載がある。『薬徴（版本）』には「君臣佐使」を表わす記述が四九方にみられた。その記述表現および処方数は、「君薬」一六方、「非君薬」一方、「為君」六方、「主薬」九方、「陪其主薬」十三方、「不以為主薬」三方、「為主」六方、「佐薬」四方、「為佐」一方であった。『輯光』では桂枝之証の箇所で主証の立て方との関係において「薬之君佐」の

記載がある。四逆湯論中世医の甘草減量の考え方を批

判し、「…如四逆湯甘草為君若減之何之功之有乎…」と主張している。また、称小建中湯者非古義の箇所に「…古今録驗千金方有芍藥湯名此湯芍藥為君也以主藥為名是古之法也故今從此二書」の記述がある。良医之処方の箇所には「君葉之症不見則佐葉之症不見亦不可用之是君佐別也」とする東洞の独創的ともいえる考え方が伺え、「葉之君佐」二回、「君葉之症」三回、「佐葉之症」一回、「君佐之別」一回、「為君」一回の記述で表わされている。太陽中風下利云々の項では「君葉」の二字が二回、「為君」一回、「為佐」一回、「君佐」が一回みられ、君葉となる薬物の色と処方名の関係を論じ、十棗湯を例に陰陽医の棗を潤益剤とする説は大棗を君でなく佐と為すものと批判を加えている。『補正』凡例で弟子藤田大信は、東洞は『傷寒論』を説く際方有りて証無きもの及び証具わらないものは薬の君佐を弁じ傍例に拠りその方意を曉かにしたと記している。また、葛根黄連黄芩湯の論には「以葛根為君黄連為臣」とあり、『素問』を引用し『素問』の「君臣佐使」の解釈を

支持すると言明する記述がある。

『黄帝内经素問』至真要大論には「君臣佐使」についての記述が三箇所——(一) 奇之制偶之制、(二) 制之小制之中制之大、(三) 病之謂君佐非上下三品——ある。『補正』で東洞が言及する『素問』はその(三)に依るものと考えられる。『葉徴』中二方には君葉として各二薬物が挙げられており、臣佐使薬の記述がないので右の(一)を支持するとは断言できないが否定はしない。また、今回検討した文献の多くに、東洞が本草をその使用目的に応じ食品か薬品か分けて捉えるべきとする主張が随所にみられ、これは右の『素問』(三)に矛盾しない。

本稿で検討した文献に「使薬」または相応の語「為使」等は見当たらない。この点、著者らが先に報告した森立之の「佐使単言」及び「君臣佐使本自二義」の所説とどうかかわるか。これについては今後の課題として追究していきたい。